



Building a better
working world

2020年8月
税務アドバイザリーサービス

タックス アップデート

2020年8月のタックスアップデートの要点は以下のとおりです：

- ▶ ソフトウェア製造会社の判定に関する新たな規定
- ▶ 2020年の法人税の減額
- ▶ 政令68号の実務指針を提示するオフィシャルレター
- ▶ ベトナムの強制社会保険の加入対象となる外国人従業員にかかる労働組合費の会社の納付義務
- ▶ 2020年8月5日以降にベトナムに入国する外国人に適用される条件

**2020 年 7 月 3 日付情報通信省発行のソフトウェア製品の生産事業の判定に関する通達
13/2020/TT-BTTTT 号(通達 13 号)**

2020 年 7 月 3 日、情報通信省は、通達 16/2014/TT-BTTTT 号(通達 16 号)に代わる通達 13 号を発行しました。通達 13 号における、ソフトウェア製品の生産とみなされる事業の判定に関する変更点は以下のとおりです。

通達 13号(新)	通達 16号(旧)
会社は以下の製造プロセスのうち少なくとも1つを実施する場合、ソフトウェア製品の生産を行っているとみなされる:	会社は以下の製造プロセスのうち少なくとも1つを実施する場合、ソフトウェア製品の生産を行っているとみなされる:
1. 要件定義	1. ソフトウェアの分析および設計
2. ソフトウェアの分析および設計	2. プログラミングおよびコーディング
	3. ソフトウェアテスト
通達 13号は、ソフトウェア製品の生産における上記製造プロセスとの関連を証明するために、会社が保管しなければならない具体的な説明資料を規定しています。	通達 16号は、ソフトウェア製品の生産における上記製造プロセスとの関連を証明するために、会社が保管しなければならない説明資料を具体的に規定していません。

ソフトウェア製品の生産は重要な優遇措置が適用される奨励分野のひとつです。したがって、当分野に該当する企業は、事業活動内容を慎重に確認し、通達 13 号において求められる説明資料を準備のうえ、保管する必要があります。

通達 13 号は 2020 年 8 月 19 日から有効となります。

2020 年 6 月 19 日付 2020 年の法人税額の減額に関する国会決議 116/2020/QH14 号(決議 116 号)

国会は 2020 年 6 月 19 日に、2020 年における総売上が 2000 億ベトナムドン(約 10 億円)以下の企業について、法人税を 30% 減額できることを規定した決議 116 号を発行しました。

本決議は 2020 年 8 月 3 日(可決から 45 日後)から有効となり、2020 年の法人税に対して適用されます。

2020年7月14日付税務総局(GDT)発行の政令68/2020/ND-CP号の適用に関するオフィシャルレター2835/TCT-TTKT号(OL 2835号)

OL 2835号において、税務総局は、政令68号に規定される2019年の法人税確定申告における支払利息の損金算入限度額、および2017年・2018年の法人税への遡及適用に関する方針を提示しています。具体的な方針は以下のとおりです：

1. 2019年の法人税確定申告について：

- ▶ 2020年3月31日を確定申告期限とする会社は、政令68号に基づく支払利息の損金算入額に修正するために、法人税確定申告書の修正が認められる。
- ▶ 2019年度の法人税確定申告の期限前の会社は、政令68号に基づき支払利息の損金算入額を算定し、法人税確定申告を行わなければならない。

2. 2017年および2018年の法人税への遡及適用について：

a) 適用範囲

- ▶ 以下の項目のみが遡及適用される：
 - ▶ 損金算入限度額の引き上げ(20%から30%へ);
 - ▶ 支払利息(純額)の計算方法(支払利息 - 預金および貸付金の受取利息)
- ▶ (i) 損金算入不可となった支払利息の繰越、(ii) 適用対象外項目については、遡及適用しない

b) 2017年および2018年の過払い税額の相殺

- ▶ 政令68号に基づき支払利息を再算定することにより、2017年および2018年に納付した法人税および遅延利息が過払いとなる場合：
 - ▶ 2017年および2018年の税務調査が未実施の場合：過払いの税額および遅延利息は、2020年の法人税額と相殺される。2020年に相殺しきれない金額は、2020年以降5年以内(2020年から2024年)の法人税額と相殺される。
 - ▶ 2017年および2018年の税務調査が実施済みの場合：
 - ▶ 紳税者は管轄の税務署に税額の再算定を要求する必要がある。その後、過払い額は2020年の法人税額と相殺される。2020年に相殺しきれない金額は、2020年以降5年以内の法人税額と相殺される。

2020 年 3 月 31 日付ホーチミン市労働同盟発行の強制社会保険加入の対象となる外国人従業員にかかる労働組合費に関するガイダンス 05/HD-LDLD 号(HD 05 号)

HD 05 号によれば、2018 年 12 月 1 日を効力発生日として、会社は強制社会保険加入の対象となる外国人従業員にかかる労働組合費を納付する義務を負います。労働組合費の拠出額は、社会保険料の算出基準となる基本給の 2%です。労働組合費は、社会保険料の月次納付と一緒に支払う必要があります。

COVID-19 対策として、外国人の新たな入国要件を規定する 2020 年 7 月 24 日付公文書 3949/CV-BCD 号 (OD 3949 号)

2020 年 8 月 5 日以降に入国する外国人が、ベトナムで勤務するためには、以下の要件を満たす必要があります：

- ▶ ベトナムに入国する外国人は、入国の 3–7 日前に REALTIME-PCR 方式で SARS-CoV-2 に対する検査を実施しなければなりません。SARS-CoV-2 に対する検査は、ベトナム政府または世界保健機関(WHO)の認可施設で行われなければなりません。
- ▶ 外国人は、COVID-19 に感染した場合に発生する費用の支払いについて、国際医療保険に加入するか、受入会社の保証を得なければなりません。
- ▶ 外国人を招聘する受入会社は、COVID-19 の感染拡大防止に関する安全性を保証する責任を負わなければなりません。

OD 3949 号 は、2020 年 8 月 4 日以前に航空券を購入し、ベトナムに入国した外国人には適用されません。

Contact

Please contact the below EY professionals for more information on this update or the Tax & Advisory Services.

Ha Noi Office

Huong Vu | Partner, Hanoi Tax Leader
huong.vu@vn.ey.com

Japanese Business Services

Junichi Harada | Associate Director
junichi.harada@vn.ey.com

Korean Business Services

Kyung Hoon Han | Associate Director
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh Office

Robert King | Partner, Indochina Tax Leader
robert.m.king@vn.ey.com

Japanese Business Services

Takahisa Onose | Partner
takahisa.onose@vn.ey.com

Korean Business Services

Cheon Ju Lee | Director
cheon.ju.lee@vn.ey.com

Chinese Business Services

Owen Tsao | Director
owen.tsao@vn.ey.com

For more tax and law updates and related materials, please visit:
https://www.ey.com/en_vn/tax/tax-updates

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, strategy, transaction and consulting services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2020 EY Consulting Vietnam Joint Stock Company.

All Rights Reserved.

APAC No. 16040801

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as legal, accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/en_vn | ey.com/vi_vn